

「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」の策定について

1 策定の経緯

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」であり、あらゆる世代に関わる大きな社会問題となっています。

令和4年3月、「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として、ひきこもり支援に特化し、施策の方向性などを明らかにした「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定しました。

現行計画では、「県民の皆さんのひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されている」ことをめざし、6つの取組方向に基づき、ひきこもり支援を総合的に推進してきました。

現行計画の期間は、令和4年度から令和6年度までとしていることから、今年度中に第二期の「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定します。

2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 次期計画の概要

令和4年度の内閣府調査の結果では、全国で約146万人の方がひきこもり状態にあるとされており、この調査結果を基に三重県内では約2万人の方がひきこもり状態にあると推計しています。

社会における多種多様な生きづらさ等を背景とし、ひきこもりは「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」です。個別事案の課題解決だけでなく、長期的な視点から未来のあるべき地域福祉社会の姿を俯瞰したうえで、今後も社会全体として継続的な支援策を講じていかなければなりません。

そこで、現行計画で掲げた「将来のめざす社会像」(※)については継承しつつ、国の新たな動きや今年度実施している実態調査の結果等をふまえたうえで、取組の方向性を再整理するなど、ひきこもり支援の取組をより一層推進していくための次期計画を策定します。

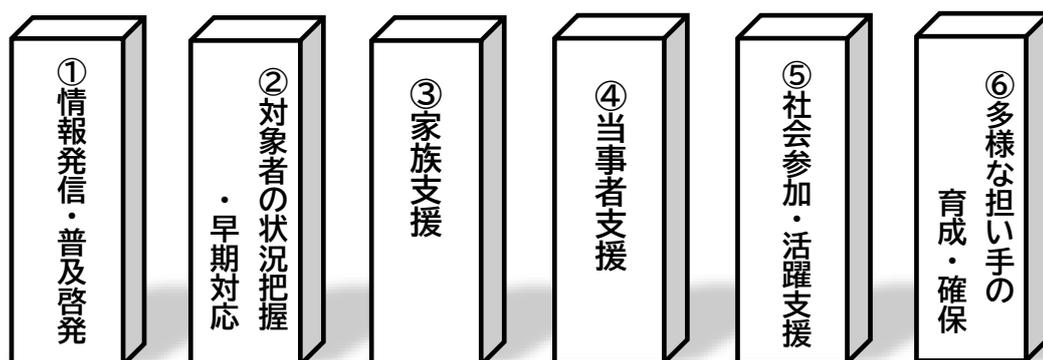
※ 誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会

4 これまでの課題と今後の取組方向

現行計画では、計画全体を包括する数値目標として「計画全体の目標」を設定しており、その進捗状況は次のとおりです。

目 標 項 目	令和5年度 実績	令和6年度 目標
「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合	90.9%	70%
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	57.8%	70%

また、現行計画には基本的な取組の方向性として、6つの施策展開の柱があり、それぞれの課題や今後の取組方向は以下のとおりです。



取組方向① 情報発信・普及啓発

県民の皆さんを対象としたフォーラムの開催やひきこもり支援ハンドブックの配布、ホームページやSNSを活用した情報発信等、さまざまな機会やツールを活用した周知啓発に取り組んできており、「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合は、令和5年度実績で目標値を上回っています。

一方で、支援機関が関わる当事者や家族からは、「ひきこもりであることを知られたくない」、「育て方が間違っていた」といった声もあり、ひきこもりについての正しい理解が社会全体にまで浸透しているとは言えないため、今後もより一層の周知啓発に取り組んでいく必要があります。

取組方向② 対象者の状況把握・早期対応

市町におけるひきこもり支援体制の充実強化を図るため、体制整備に取り組む市町に対する財政支援や、支援に携わる関係機関の担当者が事例検討等を行う会議を開催するとともに、社会との関わりが希薄な状態で義務教育を修了する児童生徒を関係機関とつなげる取組を進めてきました。また、県ひきこもり地域支援センターでは、各相談機関のひきこもり支援に活用できるよう作成した「ひきこもり相談支援マニュアル」を改定するとともに、「アウトリーチマニュアル」を作成しました。

支援体制の環境整備としては、全ての市町において相談対応窓口が設置され、市町プラットフォームも23市町に設置されたものの、「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合は、令和5年度実績で57.8%にとどまっています。

国においても、市町村域における支援体制の構築に向けた取組に注力しており、県は市町の取組への積極的な支援が求められていることをふまえ、引き続き、どこに居住する当事者や家族であっても、十分な支援が受けられる体制づくりを進めていく必要があります。

取組方向③ 家族支援

県ひきこもり地域支援センターでは、令和5年度に電話相談の開設日を増やすなど、相談支援体制を強化したことにより、令和5年度の相談対応件数は531件となりました。また、県内各地域において、「ひきこもり家族教室」を複数回開催することにより、コロナ禍で減少していた参加者も着実に増加しつつあります。

令和5年度に県ひきこもり地域支援センターで受けた新規相談のうち、半数以上がひきこもり当事者のご家族からの相談であり、実態調査の結果もふまえながら、家族に寄り添った相談支援体制の整備を進めていく必要があります。

取組方向④ 当事者支援

ひきこもり当事者にとって、相談窓口への来所や電話などアクセスすること自体が難しい場合もあることから、当事者等の意向に沿った「アウトリーチ（訪問型）支援」の視点を重視しており、県ひきこもり地域支援センターの多職種連携チームや県生活相談支援センターの支援員によるアウトリーチ支援、不登校児童生徒に対する不登校支援アドバイザー等による訪問型支援を実施し、それぞれの支援件数は着実に増加しつつあります。

ひきこもり状態になる背景や原因は多種多様であり、実態調査の結果もふまえながら、引き続き当事者に寄り添った支援を充実していく必要があります。

取組方向⑤ 社会参加・活躍支援

ひきこもり当事者が社会につながる機会を提供する居場所づくりについて、デジタル技術の活用を含め取組を進めた結果、計画策定時では24か所だった居場所は、令和5年度末時点で45か所に増加しています。しかしながら、県内全域をカバーできておらず、地域によって偏在していることから、広域的な視点も持ちつつ、さまざまな主体と連携しながら居場所づくりを進めていく必要があります。

また、就労につなげる支援については、地域若者サポートステーション等の関係機関と連携し、就労に向けた相談を受けるとともに、各種セミナーの開催や就労体験等の受入れ先となる事業所の開拓等に取り組んできました。就労を希望する方に寄り添った支援ができるよう、引き続き、関係機関と連携した就労支援に取り組んでいく必要があります。

取組方向⑥ 多様な担い手の育成・確保

県内においてひきこもり支援に関わる方を対象に、支援力の向上や「顔のみえる関係づくり」を推進するための研修を開催するとともに、相談支援包括化推進員の養成や教育支援センター指導員の育成等も進めました。

ひきこもり状態にある方が早期に支援につながるよう、地域における支援人材の裾野拡大に向け、各市町等と連携しながら、ひきこもり支援の担い手の育成・確保を進めていく必要があります。

5 計画策定のポイント

(1) 計画の支援対象者

国において、新たな支援マニュアル（「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」）の策定を進めており、その骨子では、ひきこもり支援の対象者を「社会的に孤立し、孤独を感じている状態」や「何らかの生きづらさを抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態」にある本人やその家族とし、ひきこもりの期間は問わないと示されていることから、計画における支援対象者について見直しを行います。

(2) 中高年層に対する支援の充実

国の調査の推計によれば、中高年層のひきこもり状態にある方が若年層のひきこもり状態にある方の数を上回る結果が出ています。就職氷河期世代の一部が50歳を超え、「8050問題」といった複雑化・複合化した課題が顕在化している中、就労だけではなく、中高年層のひきこもり当事者やその家族が抱えるさまざまな生きづらさに寄り添う支援という視点から、取組内容の充実を図ります。

(3) 多様な主体による支援体制の充実と県の後方支援の強化

市町をはじめとした関係機関と県との連携のあり方や役割分担を整理し、支援対象者の居住地に関わらず求める支援につながることのできる環境整備を進めていく必要があります。

また、ひきこもりについては、支援が長期に及んでも明らかな成果を感じにくい側面があることから、伴走している支援者自体を支援するという視点から、県の後方支援の役割についても取組方向に追加します。

6 今後の予定

令和6年	8～12月	実態調査の実施
	11月	三重県ひきこもり支援推進委員会（中間案の説明）
	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明） パブリックコメントの実施（～令和7年1月）
令和7年	2月	三重県ひきこもり支援推進委員会（最終案の説明）
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明） 計画の策定